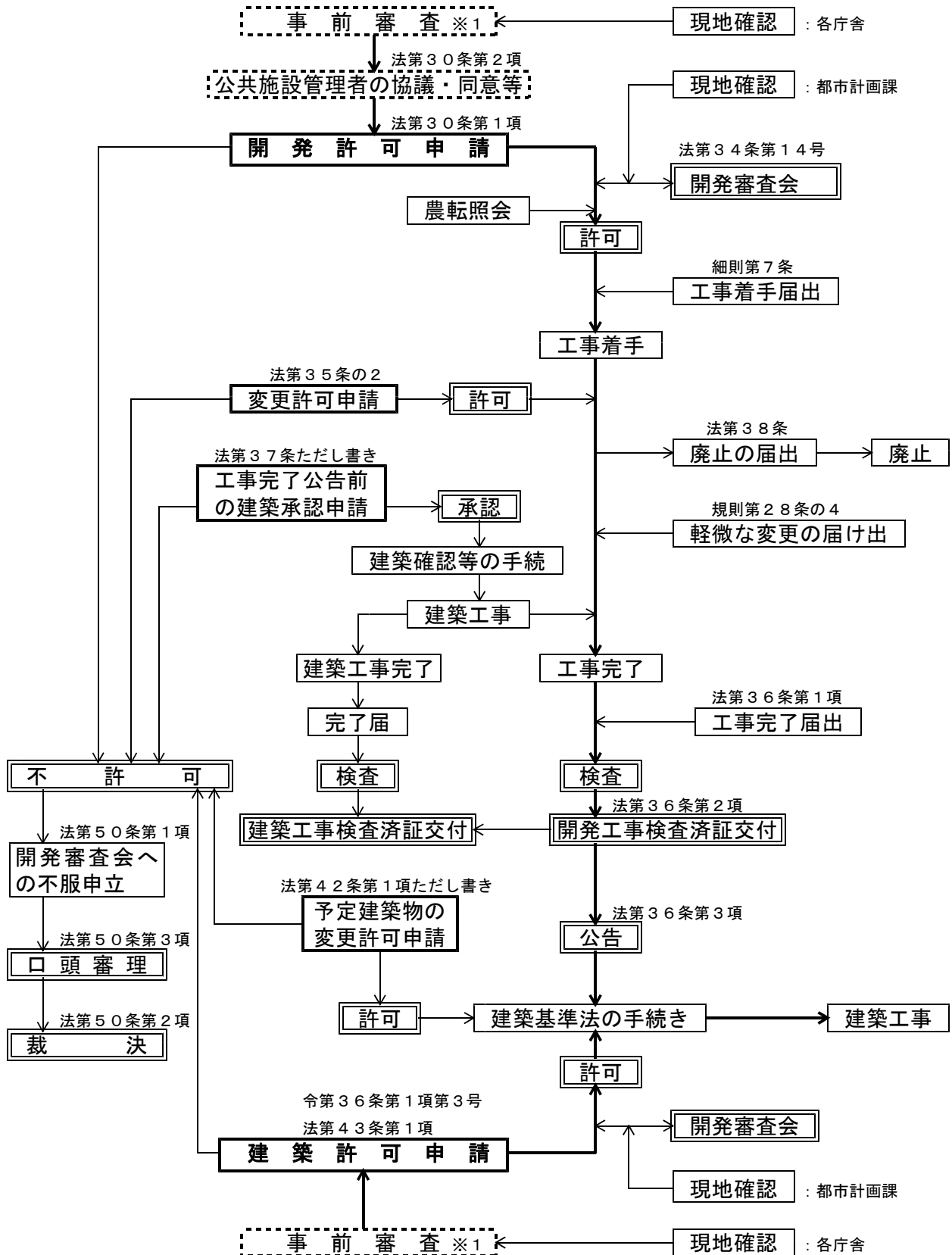


第5章 許可等の申請手続

I 許可申請手続のフロー

開発許可申請及び建築許可申請の流れは次のとおりです。申請窓口は、申請地（徳島市、阿南市及びつるぎ町を除く。）を管轄する総合県民局又は東部県土整備局になります。



※1 開発審査会付議基準25号及び26号に係る案件は、開発許可等事前審査委員会にかかります。

II 開発許可の申請（法第30条）

1 開発許可申請書の記載事項（法第30条第1項、規則第15条、第16条）

- (1) 開発区域（開発区域を工区に分けたときは開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
- (2) 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途
- (3) 開発行為に関する設計
- (4) 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。）
- (5) その他国土交通省令で定める事項（規則第15条）
 - ① 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - ② 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別
 - ③ 市街化調整区域内において行う開発行為の場合、法第34条の該当号及びその理由
 - ④ 資金計画（自己の居住用の開発行為及び自己の業務用の開発行為で開発区域の面積が1ha未満のものは除く。）

2 工区の設定

相当規模の開発行為を行う場合、開発区域に「工区」を設定して申請することができる。

- (1) 工区設定のメリット
工区ごとに工事完了検査を受けることができる。
- (2) 工区の完了の際に求められる条件
 - ① 工区ごとに、道路、公園等一定の水準の公共施設が確保されていること。
 - ② 他の工区は工事が継続するので、その工事中の防災措置等が図られていること。
 これらの条件は、許可申請の際に十分に検討されていることが必要である。

3 予定建築物等

予定されている全ての建築物又は特定工作物の用途を記載する。

例えば、用途の違う建築物を併設する場合や、併用住宅などの複合用途の建築物などの場合、付属建築物がある場合等については、全ての建築物及び特定工作物の用途を記載する。また、工場については業種、業態の内容をできるだけ具体的に記載する。

4 開発行為に関する設計（規則第16条第2項～第4項）

- (1) 開発行為に関する設計図書（規則第16条第2項）
開発行為に関する設計は、設計説明書及び設計図により定める。
- (2) 設計説明書の記載事項（規則第16条第3項）

設計説明書の項目	記載事項
設計の方針	開発行為の目的、住区、街区の構成、公共施設の整備の方針等
開発区域内の土地の現況	土地の地目・面積及びその割合、開発行為の妨げとなる建築物等
土地利用計画	住宅用地、道路、その他公共施設用地等の面積及びそれらの割合
公共施設の整備計画	公共施設の規模、構造、管理者となるべき者、土地の帰属

(3) 設計図の作成要領（規則第16条第4項）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
開発区域位置図	縮尺、方位、開発区域の位置（赤色で表示）、鉄道駅等からの経路、周辺の都市施設及び公共公益施設（市町村名、主要駅名、公共公益施設等は枠で囲む）	1/50000以上
現況図	縮尺、方位、地形（等高線の標高差2m）、開発区域の境界（赤色で表示）、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設の位置及び形状、道路及び河川の名称及び幅員（水路は水色で着色）、1ha以上の開発の場合は、保存すべき樹木又は樹木の集団及び保全すべき表土の状況、土地の地番・地目・所有者の名称、開発行為の妨げとなる建築物等	1/2500以上
土地利用計画図	縮尺、方位、開発区域の境界、公共施設・公益的施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、樹木又は樹木の集団の位置、緩衝帯の位置及び形状、区画ごとの宅地面積	1/1000以上
造成計画平面図	縮尺、方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び形状、道路の位置・形状・幅員・勾配・中心線及び計画高、調整池の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状及び計画高	1/500以上
造成計画断面図	縮尺、高低差の著しい箇所の切土又は盛土をする前後の地盤面、計画地盤高、切土・盛土の色別、構造物の種類・形状・寸法、開発区域の境界、官民境界	1/500以上
排水施設計画平面図	縮尺、方位、開発区域の境界、排水区域の区域界、調整池の位置及び形状、都市計画に定められた排水施設の位置・形状及び名称、新設又は既設の排水施設の位置・種類・材料・形状・内のり寸法・勾配・水の流れの方向・吐口の位置、入孔の位置及び入孔間の距離	1/500以上
給水施設計画平面図	縮尺、方位、給水施設の位置・形状・内のり寸法、取水方法、消火栓の位置（排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。）	1/500以上
がけの断面図	縮尺、がけの高さ・勾配・土質・土質の種類ごとの地層の厚さ、切土及び盛土をする前の地盤面、がけ面の保護の方法 ※ 2mを超える切土又は切土・盛土によるがけ、1mを超える盛土によるがけについて記載する。擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない。）	1/50以上
擁壁の断面図	縮尺、擁壁の寸法・勾配・材料の種類・寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置・寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料、寸法	1/50以上

(4) 設計図の作成者の氏名の記載（規則第16条第6項）

設計図にはこれを作成した者がその氏名を記載しなければならない。

※確認のため必要な場合は、資格名の記載を求めることがあります。

5 資金計画（規則第16条第5項）

資金計画は、規則に定められた様式により作成する。

6 都市計画法第29条に基づく開発許可申請書添付図書

開発許可申請書は正本1通及び副本1通とし、該当する開発許可申請の種別に応じて、次の表1から表3に示す図書を添付する。

表1（申請書関係）

該当する開発許可申請の種別		申請に添付する図書一覧
自己の居住用		1～10、15、17、20～22
自己の業務用（1ha未満）		1～10、15、20、22 （法人の場合） 定款、法人の現在事項全部証明書
自己の業務用（1ha以上）		1～15、17～22
自己用以外		1～22
※ 開発面積が1,000㎡未満の場合は、上記にかかわらず次の図書を省略することができる。		設計説明書、資金計画書、申請者の事業経歴書、工事施行者の工事経歴書
1	委任状	
2	開発行為許可申請書	
3	開発区域に含まれる地域の一覧表	
4	開発区域の周辺を含む地図証明書	電子化された地図又は地図に準ずる図面（いわゆる公図）の証明書とし、申請地及び周辺について記入、着色する。 申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以後の発行のものとし、原則として全て同一日付のものとする。
5	土地登記事項証明書	申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以後の発行のものとし、原則として全て地図証明書と同一日付のものとする。
6	丈量図	開発区域全体と公共施設・公益的施設・区画ごとの宅地の丈量図とし、作成者の資格名及び氏名を記載したものとする。
7	現況写真	全景がわかるもの。（2面以上で申請区域を明示すること。）
8	公共施設に関する同意・協議書	
9	開発行為に関係のある公共施設管理者の同意書	当該開発行為に対する同意書とする。（境界確定協議書では不可） 例：道路、水路、河川、下水道など

10	新しく公共施設を設置する場合、その管理予定者との協議経過書	道路、公園緑地、消防水利 [*] 、下水道、汚水処理場等 ※自己の居住用、1,000㎡以下の自己の業務用は不要
11	義務教育施設設置義務者との協議経過書	※ 20ha以上に限る。
12	水道事業者との協議経過書	※ 20ha以上に限る。
13	一般電気事業者及び一般ガス事業者との協議経過書	※ 40ha以上に限る。
14	鉄道事業者、軌道事業者及びバス事業者との協議経過書	※ 40ha以上に限る。
15	妨げとなる権利を有する者の同意書	当該土地、建築物その他の工作物に対する全ての権利者の印鑑証明付同意書とする。 ただし、銀行及び県信用保証協会については、印鑑証明書を省略できる。 権利者死亡等の場合は、被相続人との関係を示した相続関係図や戸籍謄本等も添付する。
16	設計説明書	
17	設計者の資格に関する申告書	※ 1ha以上に限る。
18	申請者の資力・信用を示す図書 【法人の場合】 ・ 資金計画書 ・ 定款 ・ 法人の現在事項全部証明書 ・ 申請直前1年の事業年度の財務諸表 ・ 申請直前2年の各事業年度における納税証明書 ・ 事業経歴書 【個人の場合】 ・ 資金計画書 ・ 戸籍抄本又は住民票 ・ 資産に関する調書 ・ 申請直前2年の各年度における納税証明書 ・ 事業経歴書	資金計画書には、融資証明書又は残高証明書を添付する。 法人の納税証明書は法人税とする。 なお、法人設立後間がなく納税実績がない場合は、納税証明書の添付を省略できる。 個人の納税証明書は所得税の納税証明書とする。
19	工事施行者の工事施行能力を示す図書 ・ 工事経歴書 ・ 建設業許可の写し	
20	予定建築物の平面図等	※ 床面積、構造を記載すること。 ※ 宅地分譲の場合は不要。 建築士作成の図面については、建築士事務所登録番号、管理建築士名を記入し捺印すること。
21	工程表	※ 1ha以上に限る。工事の工程及び販売等のスケジュールを記入すること。

22	その他知事が必要と認めるもの	宅地分譲に際して宅地建物取引業者免許が必要な場合は、その写し。
----	----------------	---------------------------------

表2 (設計図書関係)

設計図書名		備考	
1	開発区域位置図	1/50,000	都市計画図(総括図)等
2	開発区域区域図	1/2,500 ~1/3,000	都市計画図等
3	現況図	1/2,500	
4	土地利用計画図	所定の様式に入る大きさ	原図(A4サイズ)を別に1部添えること。
5	造成計画平面図	1/500	
6	造成計画縦横断面図	1/500	
7	造成計画関連構造図	1/30~1/50	
8	給水計画平面図	1/500	※ 自己の居住用は不要。
9	排水計画平面図	1/500	
10	排水計画関連構造図	1/20~1/50	側溝、管渠等
11	がけの断面図	1/50	
12	各計算書、資料、仕様書 ・ 構造物についての構造計算書 ・ 排水計算書* ・ 土質試験結果 ・ コンクリート、杭等の仕様書 ・ 消防水利が消防法の基準に適合することを確認できる資料*		※ 自己の居住用、1,000㎡以下の自己の業務用は不要
13	工事中の防災対策図 ・ 土砂流出対策 ・ 排水対策 ・ 濁水流出対策 ・ 法面保護対策 等		工事中の防災対策が必要と認められるものに限る。
14	その他知事が必要と認めるもの		
※ 設計図書は、全て設計者の氏名を記載したものを添付する。 (必要に応じて、資格名も記載)			

表3 (市街化調整区域関係) その1 (法第34条第1号から第13号まで)

法第34条該当号	申請に添付する図書一覧
法第34条第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 都市計画法第34条該当に関する届出書 ・ 業務に資格等が必要な場合は資格等の写し
法第34条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 都市計画法第34条該当に関する届出書 ・ 観光資源の有効な利用上必要な建築物である旨の市町長の証明書（自然公園法の普通地域及び第三種特別区域等以外に建築される観光資源の有効な利用上必要な建築物の場合に限る。） ・ 温泉施設の場合は、市町長等の同意書
法第34条第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 都市計画法第34条該当に関する届出書 ・ 周辺の市街化調整区域で生産される農林水産物であることを証する図書
法第34条第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 所有権移転等促進計画の写し
法第34条第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 都市計画法第34条該当に関する届出書 ・ 県が中小企業総合事業団と一体となって助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に供する建築物等に対する融資証明
法第34条第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（次の内容を必ず含むこと。） <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存の工場施設の操業時期（開発許可等の年月日・番号） (2) 既存の工場施設と密接な関連についての説明 (3) 事業活動の効率化についての説明 ・ 都市計画法第34条該当に関する届出書
法第34条第8号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 設置許可書の写し（消防法） ・ 申請地でなければ建築できない旨の理由書 ・ 市町長等の建築の同意書
法第34条第8号の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転計画書
法第34条第9号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書
法第34条第10号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画及び地区整備計画の写し
法第34条第11号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域からの距離を示す図書 ・ 建築物の連たん状況を示す図書 1/2, 500 ・ 基準時から地目が宅地又は雑種地であったことを証する土地登記事項証明書 ・ 「知事が指定する土地の区域」内であることを証する図書 ・ 「災害リスクの高いエリア」を示す図書

	<ul style="list-style-type: none"> ・(ソフト対策を行う場合)市町からの意見書、避難計画書チェック表 (非自己用の場合)居住者、施設管理者へ避難計画書の作成を求める旨の誓約書 ・(ハード対策を行う場合)測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
法第34条第12号 (条例第8条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収用証明書 ・収用対象事業の設計図の写し ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・(ソフト対策を行う場合)市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・(ハード対策を行う場合)測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
法第34条第12号 (条例第8条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁家の世帯分離の場合は、2親等以内の親族が農林漁業を営んでいる旨の証明書(耕作証明書、漁業組合員の証明書等) ・世帯分離理由書 ・戸籍謄本(親子兄弟の関係のわかるもの) ・住民票(申請者のもの) ・借家証明書(親と同居の場合を除く。) ・親の家との距離を表す図面(1/2,500) ・非農林漁家の世帯分離の場合は、線引時以前より申請者の直系尊属が所有している土地であることを示す図書(土地登記事項証明書) ・市街化区域からの世帯分離の場合は、市街化区域内に建築可能な土地が無いことを示す図書(実家所有地位置図、資産証明書、建築できない旨の理由書等) ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・(ソフト対策を行う場合)市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・(ハード対策を行う場合)測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
法第34条第12号 (条例第8条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 ・地目が農地から変更された土地の場合は、農地法上支障ない旨の証明書(工事完了証明、非農地証明等) ・「知事が指定する土地の区域」内であることを証する図書 ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・(ソフト対策を行う場合)市町からの意見書、避難計画書チェック表 (非自己用の場合)居住者、施設管理者へ避難計画書の作成を求める旨の誓約書 ・(ハード対策を行う場合)測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書※ ※非自己用の場合は、浸水位を記入した立面図
法第34条第12号 (条例第8条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・外周長さの1/10以上が指定する道路に面することを示した図面 ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・(ソフト対策を行う場合)市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・(ハード対策を行う場合)測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
法第34条第12号 (条例第8条第5号 :一戸建て住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定活断層調査区域内の建築物を示す図書 1/5,000 ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 ・建物登記事項証明書

	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書 ・指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有者との関係がわかるもの（戸籍謄本） ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・（ソフト対策を行う場合）市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・（ハード対策を行う場合）測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
<p>法第34条第12号 （条例第8条第5号 ：一戸建て住宅 以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定活断層調査区域内の建築物を示す図書 1/5,000 ・工場、遊技施設等については、市町長等の同意書 ・建物登記事項証明書 ・従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書 ・指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有者との関係がわかるもの（戸籍謄本） ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・（ソフト対策を行う場合）市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・（ハード対策を行う場合）測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
<p>法第34条第13号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の権利の届出書の写し

表3（市街化調整区域関係） その2（法第34条第14号：開発審査会付議案件）

付議基準	申請に添付する図書一覧
<p>1号 社寺仏閣、納骨堂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・本山、本部等の建築許可又は同意書
<p>2号 市街化区域内及び徳島東部都市計画区域外の収用対象事業による移転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収用証明書 ・収用対象事業の設計図の写し ・工場、遊技施設等については、市町長等の同意書
<p>3号 研究対象が市街化調整区域に存する等の研究施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・研究対象の説明資料 ・研究所の施設、組織等の詳細な説明資料
<p>4号 市街化調整区域内に存する事業所の社宅等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・就業人員を証する社会保険等の写し ・既存の寮又は社宅の定員を証する図書 ・従業員が社宅等を必要とすることを証する図書 ・既存の工場と寮又は社宅の位置を記入した地図（1/2,500） ・既存の工場の操業方式、就業体制、雇用形態の説明書
<p>5号 土地区画整理事業の施行された区域内の建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内である旨の証する図書
<p>6号 指定大規模既存集落内の自己用住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有していることを証する図書（住民票、戸籍謄本の附票等） ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500

<p>7号 指定大規模既存集落内の世帯分離住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実家が線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有していることを証する図書（住民票、戸籍謄本の附票等） ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2, 500 ・世帯分離理由書 ・戸籍謄本（親子兄弟の関係のわかるもの） ・住民票（申請者のもの） ・借家証明書（親と同居の場合を除く。）
<p>8号 指定大規模既存集落内の小規模な工場等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・線引前から引き続いて当該指定大規模既存集落内に生活の本拠を有していることを証する図書（住民票、戸籍謄本の附票等） ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2, 500
<p>9号 大規模既存集落内の住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域からの距離を示す図書 ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2, 500 ・地目が農地から変更された土地の場合は、農地法上支障ない旨の証明書（工事完了証明、非農地証明等） ・開発道路を設ける場合は、幹線道路に至るまで幅員4m以上確保されている事を証する図面 1/2, 500 <p>【以下、平成34年4月1日以降適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域内の場合、基準水位2m未満を示す図書 ・特定活断層調査区域外であることを示す図書
<p>10号 指定市町における地域振興のための工場、研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・市街化区域に適地がなく、申請地が立地に適した場所であることの理由書 ・都市計画の観点から支障がなく、地域振興に資する施設である旨の関係市町の同意書 ・自治会等の同意書（自治会等が存在しない場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書） ・準工業地域で建築ができない建築物の場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書 ・幹線道路に至るまで幅員4m（開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は6m）以上確保されている事を証する図面 1/2, 500（開発区域の面積が3,000㎡以上あり、幹線道路までの経路に幅員6m未満の箇所がある場合は、幅員6m未満の道路が存する自治会等の同意書）
<p>11号 物流総合効率化法に定める特定流通業務施設のうち一般貨物自動車運送事業用施設・倉庫業の倉庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・総合効率化計画の認定書の写し
<p>12号 社会福祉施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書
<p>13号 介護老人保健施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書
<p>14号 有料老人ホーム</p>	
<p>14-1 有料老人ホーム (14-2にかかるもの以外のもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・市町長の福祉施策、都市計画の観点から支障がない旨の承認書

<p>14-2 有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅 に登録するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・市場調査等による入居者数の見込み ・初期投資額およびその調達方法(融資証明書又は残高証明書) ・長期(30年)の収支計画書 ・料金表 ・連携先を示す図書および連携先に関する協定書 ・市町長の福祉施策、都市計画の観点から支障がない旨の承認書
<p>15号 病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書
<p>16号 学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書
<p>17号 地域包括支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・市町から委託を受けている旨の契約書の写し
<p>18号 再資源化を目的とした産業廃棄物の処理施設の用に供する建築物又は第一種特定工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・周辺住民等との調整の経過説明書 ・半径300mの影響範囲を示す図書 1/2,500 (現況調査により住宅等の有無を確認する) ・市町長等の同意書
<p>19号 がけ崩れ等による災害のおそれのある自己用住宅で移転することがやむを得ないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止を目的とする法令により移転に関する命令等を受けている旨の証明書
<p>20号 自動車リサイクル法に定める解体業、破砕業等に必要の建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・市町長等の同意書
<p>21号 農林水産物の直売施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・市町長の農林水産業振興施策、土地利用の観点から支障がない旨の承認書
<p>22号 特定活断層調査区域内又は津波災害警戒区域内の建築物の移転における一戸建て住宅に係る開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定活断層調査区域内又は津波災害警戒区域内の建築物を示す図書 1/5,000 ・市街化区域からの距離を示す図書 ・建築物の連たん状況を示す図書 1/2,500 ・建物登記事項証明書 ・従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書 ・指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有者との関係がわかるもの(戸籍謄本) ・移転計画説明書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 従前の施設の処分 (2) 移転の必要性 (3) 工程表(着工から従前の施設の処分まで) ・住民票
<p>23号 特定活断層調査区域内又は津波災害警戒区域内の建築物の移転における一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定活断層調査区域内又は津波災害警戒区域内の建築物を示す図書 1/5,000 ・第一種住居地域に建築できないものについては、次のもの

<p>戸建て住宅以外に係る開 発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会等の同意書（自治会等が存在しない場合は、(2)の報告書） (2) 準工業地域で建築ができない建築物の場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書 (3) 関係市町等の同意書 ・ 幹線道路に至るまで幅員4m（開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は6m）以上確保されている事を証する図面 1/2,500（開発区域の面積が3,000㎡以上あり、幹線道路までの経路に幅員6m未満の箇所がある場合は、幅員6m未満の道路道路が存する自治会等の同意書） ・ 建物登記事項証明書 ・ 従前の建築物の区域、用途、規模を示す図書 ・ 指定日以降に相続等により所有者となった場合、指定日の所有者との関係がわかるもの（戸籍謄本） ・ 事業計画書（次の内容を必ず含むこと） <ul style="list-style-type: none"> (1) 従前の施設の処分 (2) 移転の必要性（BCPなどの位置付け） (3) 工程表（着工から従前の施設の処分まで）
<p>24号 既存の工場施設における 事業と関連を有する事業 用の建築物に係る開発行 為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（次の内容を必ず含むこと） <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存工場の操業時期（開発許可等の年月日、番号） (2) 既存工場施設との関連性についての説明 (3) 事業活動の効率化についての説明 (4) 両工場間等の作業工程、輸送計画 ・ 既存工場との距離を示す図書 ・ 既存工場からの距離が3kmを超える場合は関係市町等の同意書 ・ 自治会等の同意書（自治会等が存在しない場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書） ・ 準工業地域で建築ができない建築物の場合は、申請地から半径300m内の周辺住民等の意見を集約した報告書 ・ 幹線道路に至るまで幅員4m（開発区域の面積が3,000㎡以上の場合は6m）以上確保されている事を証する図面 1/2,500（開発区域の面積が3,000㎡以上あり、幹線道路までの経路に幅員6m未満の箇所がある場合は、幅員6m未満の道路道路が存する自治会等の同意書） ・ 既存工場の建物登記事項証明
<p>25号 準ずるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が必要と認めるもの
<p>26号 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が必要と認めるもの
<p>※全ての号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害リスクの高いエリア」を示す図書 <p>※「災害リスクの高いエリア」での開発行為で、対策が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (ソフト対策を行う場合) 市町からの意見書、避難計画書チェック表 (非自己用の場合) 居住者、施設管理者へ避難計画書の作成を求める旨の誓約書 ・ (ハード対策を行う場合) 測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書※ ※非自己用の場合は、浸水位を記入した立面図 <p>※ その他知事が必要と認める場合は、上記以外の図書の添付が必要です。</p>	

Ⅲ 開発許可の変更申請（法第35条の2）

1 変更許可申請に必要な図書（必要○、必要なし×）

図書名称	区域変更のない設計変更	区域の増加と設計変更	区域の縮小に伴う設計変更	工事施行者の変更
開発行為許可申請書	○	○	○	○
設計説明書	○	○	○	×
公共施設に関する同意・協議書	○	○	○	×
開発区域に関係のある公共施設管理者の同意書	○	○	○	×
資金計画書	×	○	×	×
権利者の同意書（増加した土地のみ）	×	○	×	×
土地登記事項証明書（増加した土地のみ）	×	○	×	×
工事施行者の工事経歴書	×	△	×	○
工事施行者の建設業の許可の写し	×	△	×	○
申請者の資力・信用を示す図書（資金計画書を除く。）	×	△	×	×

（注） △印は自己の業務用で変更後の開発区域の面積が1ha以上となる場合

2 変更許可申請図書作成要領

- (1) 申請書、設計説明書等の記入については、変更箇所を赤書きすること。
- (2) 変更内容を箇条書に記載した変更理由書を作成し、申請書の次に添付すること。
- (3) 変更に伴い他法令による許可が必要な場合は、当該許可書の写し等を添付すること。
- (4) 変更のある図書について、変更前の図書と変更後の図書を添付すること。
- (5) 構造物や排水計画を変更する場合は、変更後の計算書を添付すること。

3 軽微な変更の手続き（法第35条の2ただし書き）

軽微な変更該当する変更をする場合は、開発行為変更届出書（正本1部）に次の書類を添付して提出すること。

- (1) 予定建築物等の敷地の変更については、変更後の土地利用計画図
- (2) 構造物の施工延長、施工位置等の変更については、変更設計図

IV 建築許可等の申請

1 法第37条第1号ただし書きによる建築承認の申請書類

- (1) 申請書正副2通
- (2) 開発許可通知書の写し
- (3) 開発工事の工程表
- (4) 次表に掲げる図面

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置、擁壁、井戸、浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、各部の高さ、軒・ひさしの出、造成工事との取り合い部分の詳細

2 法第41条第2項による建築許可の申請書類

- (1) 申請書正副2通
- (2) 開発許可通知書及び許可に付する条件の写し
- (3) 法第37条第1号ただし書きによる建築承認申請と同様の図面

3 法第42条第1項による予定建築物以外の建築等の許可の申請書類

- (1) 申請書正副2通
- (2) 開発許可に係る検査済証
- (3) 令第20条各号、第21条各号、第22条各号又は第36条各号（次頁に同じ）に適合していることを証する書類
- (4) 敷地の現況写真
- (5) 地図証明書及び土地の登記事項証明書
- (6) 丈量図
- (7) 排水関係の調整を確認できる図書（生活排水、事業用排水がある場合）
（原則、①、②の両方）
 - ①一次放流先施設管理者との調整
（協議記録など。従前と排水量が概ね同じの場合は不要。放流先の状況確認のため。）
 - ②一次放流先施設を事実上管理している利害関係者との調整
（調整が困難な場合は、理由を付して申請者の自己責任で処理する旨の誓約書でも可。）
- (8) 土地所有者の同意書
- (9) 「災害リスクの高いエリア」の確認が必要な場合
 - ・「災害リスクの高いエリア」を示す図書
 - ・（ソフト対策を行う場合）市町からの意見書、避難計画書チェック表
 - ・（ハード対策を行う場合）測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書

(10) 次表に掲げる図面

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置、擁壁、井戸、浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員
排水計画図	排水施設の位置、種類及び水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途

4 法第43条第1項による建築物の建築等の許可の申請書類

(1) 申請書正副2通

(2) 令第36条各号に適合していることを証する書類

① 敷地に関する基準（令第36条第1項第1号イ、ロ）

申請に添付する図書	備考
・ 擁壁、がけ、排水施設等の安全上必要な措置についての図書	安全性について確認する必要がある場合

② 地区計画等の区域内における建築物等の用途の基準（令第36条第1項第2号）

申請に添付する図書	備考
・ 地区計画及び地区整備計画の写し	地区計画等が定められている場合

③ 建築物等の基準（令第36条第1項第3号）

該当条項	申請に添付する図書
法第34条第1号～第13号	・ 開発許可と同じ
条例第9条第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物の建築基準法による検査済証の写し（検査済証を受けていない場合は、保存登記や電力会社・水道事業者の供給開始日の証明書など） ・ 建築物が5年以上適法に利用されていたことを証する書類 ・ やむを得ない事情についての申立書及びその事を証する書類 ・ 事業計画書 ・ 建築物の全部事項証明書（所有権が移っていない場合は、売買契約書の写し） ・ 遊技施設、冠婚葬祭場等へ用途変更する場合は、市町長等の同意書 ・ 「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・ （ソフト対策を行う場合）市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・ （ハード対策を行う場合）測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書

(開発審査会の議決を要する案件)

付議基準	申請に添付する図書
1号～26号	・ 開発許可と同じ
27号 適法に建築された住宅の敷地内における世帯構成員の建築行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建物が適法に建てられていることを証する図書（都市計画法適合証明書等） ・ 申請者が既存住宅の世帯構成員であることを示すもの（住民票等） ・ 事業計画書 ・ 「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・ （ソフト対策を行う場合）市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・ （ハード対策を行う場合）測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
28号 療養病床を有する既存の医療施設から養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス等の社会福祉施設、介護老人保健施設又は有料老人ホームへの用途変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ （変更後の用途が社会福祉施設の場合）12号と同じ ・ （変更後の用途が介護老人保健施設の場合）13号と同じ ・ （変更後の用途が有料老人ホームの場合）14号と同じ ・ 「災害リスクの高いエリア」を示す図書 ・ （ソフト対策を行う場合）市町からの意見書、避難計画書チェック表 ・ （ハード対策を行う場合）測量結果又はKBMを示す図書、2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
※ その他知事が必要と認める場合は、上記以外の図書の添付が必要です。	

- (3) 敷地の現況写真
- (4) 地図証明書及び土地登記事項証明書
- (5) 丈量図
- (6) 排水関係の調整を確認できる図書（生活排水、事業用排水がある場合）
 （原則、①、②の両方）
 - ①一次放流先施設管理者との調整
 （協議記録など。従前と排水量が概ね同じの場合は不要。放流先の状況確認のため。）
 - ②一次放流先施設を事実上管理している利害関係者との調整
 （調整が困難な場合は、理由を付して申請者の自己責任で処理する旨の誓約書でも可。）
- (7) 土地所有者の同意書
- (8) 次表に掲げる図面

図書の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
敷地現況図	縮尺、方位、敷地境界線、がけ及び擁壁の位置、土地の高低、排水施設の位置・種類及び水の流れの方向

配置図(敷地現況図を兼ねてもよい)	縮尺、方位、敷地境界線、建築物の位置、井戸の位置、浄化槽の位置、建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途

V その他の申請・届出等

1 工事着手届出(条例第3条)

開発許可に係る工事に着手した時は、遅滞なく、所管する総合県民局又は東部県土整備局に工事着手届出書を提出すること。

2 工事完了届出等

(1) 工事完了届出書に添付する写真の作成要領

- ① 着工前、工事施工中及び完了写真を必ず添付すること。
- ② 撮影地点及び方向を造成計画平面図に記入し、写真と対照できるようにすること。
- ③ 工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等については、布テープ、スタッフ、黒板等の器具を用い、明確に読み取れるようにすること。

対 象	内 容
全景	工事着手前及び工事完了後の全景
鉄筋コンクリート造擁壁	床掘(根入れ深さ)、基礎碎石、床版及び擁壁の配筋、コーナ一部補強、躯体出来形寸法、透水層
間知石・間知ブロック練積み造擁壁	床掘(根入れ深さ)、基礎碎石、裏込めコンクリートの厚さ(2～3段ごと)、コーナ一部補強、透水層
その他の鉄筋コンクリート構造物	床掘(根入れ深さ)、基礎碎石、配筋、躯体出来形寸法

- ④ 撮影に当たっては、撮影方向が確認できるよう周辺の既設建築物等を入れること。

(2) 公共施設工事完了届出書

- ① 公共施設の工事のみが完了した場合、完了検査を受けることができる。
- ② 完了した公共施設の位置及び形状を示す完了図並びに工事写真を添付すること。
- ③ 全体の工事完了届出書には、公共施設工事の検査済証を添付すること。

3 開発行為に関する工事の廃止の届出(法第38条、規則第32条)

工事の廃止の届出書には廃止した事由を記載し、廃止した時点における現況図、写真、工事によって損なわれた公共施設の機能回復等廃止に伴い行った措置及び災害防止計画書を添付すること。

4 一般承継をした場合の提出書類

相続等により、法第44条に基づく地位を承継した場合には、開発変更許可申請書又は工事の完了届出書等に承継の原因を証する書面を添付すること。

5 地位の承継の承認申請

法第45条に基づく地位を承継しようとする者は、地位の承継承認申請書に次の書類を添付し地位の承継の承認申請を行うこと。

- (1) 承継の原因を証する書面（所有権、その他の権原を取得したことが確認できる書類）
- (2) 承継者の資力及び信用等に関する書類（自己の居住用及び自己の業務用で1ha未満の開発行為の場合を除く。）
- (3) 事業経歴書及び法人にあっては法人の登記簿謄本

6 都市計画法適合証明

- (1) 適合証明の取り扱い（令和2年4月1日改正）

次のいずれかに該当する場合を除き、建築確認申請書及び計画通知書に都市計画法適合証明書を添えなければならない。

- ① 敷地面積が都市計画法第29条第1項第1号及び第2項の政令で定める規模未満のもの
- ② 敷地面積が都市計画法第29条第1項第1号及び第2項の政令で定める規模以上のもので、既存の敷地内における部分的な増築又は改築
- ③ 都市計画法第29条第1項第2号にかかる建築物のうち次のもの
 - ア 農林漁業者住宅の既存の敷地内における増築又は改築
 - イ 農林漁業用倉庫の既存の敷地内における増築又は改築
 - ウ 新設敷地における農業用倉庫等で次に該当するもの
 - i 申請者自ら農地を保有（小作権者を含む。）していること。
 - ii 申請地が、現在の住居又は耕作地の周辺にあり、かつ、申請者の所有地であること。
 - iii 建築物の規模は、耕作面積、保有農機具及び作業内容から勘案して、適当な大きさであること。（耕作面積10a（1,000㎡）当たり20㎡以内を原則とする。）
 - iv 敷地の規模は、建築規模及び作業内容から判断して著しく過大でないこと。（敷地面積は建築面積の3倍以内とする。）
 - v 建築物の構造、設計及び配置計画は、申請の用途として適切であること。
- ④ 都市計画法第29条第1項第11号、第43条第1項第3号又は第5号にかかるもののうち次のもの（ア、イ及びウについては基本的に建築物の評価証明が取れること）
 - ア 市街化調整区域内に線引き以前から存する建築物の敷地内における建替えにかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - イ 旧都市計画法第43条第1項第6号口による既存宅地の確認を受けた土地における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - ウ 住宅供給公社が分譲した土地における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - エ 建築基準法第85条第5項に基づく許可を受けた仮設建築物にかかるもの
- ⑤ 都市計画法第29条第2項第1号又は第2号にかかるもの
- ⑥ 都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた建築物にかかるもの（当初の内容と変更のないものに限る。）
- ⑦ 都市計画法第42条又は第43条に基づく建築許可を受けた建築物にかかるもの（当初の内容と変更のないものに限る。）

- ⑧ 都市計画法第34条の2第1項又は第43条第3項に基づく国の機関等との協議にかかるもの（当初の内容と変更のないものに限る。）
- ⑨ 上記⑥、⑦において、農林漁業者等の世帯分離のための住宅及び収用対象事業による移転にかかる建築物については、一般承継人（夫婦・親子）の場合も同様の扱いとする。
- ⑩ その他建築主事又は指定確認検査機関が建築確認に際して適合証明が必要と判断した場合は、適合証明書を添えなければならない。

※都市計画法の権限移譲を受けた市町における都市計画法適合証明の取扱いについては、各市町及び建築基準法審査機関にお問い合わせください。

(2) 添付図書

次表左欄の証明が必要なものに応じて、右欄に掲げる図書を添付すること。

証明が必要なものの一例			添付図書等	摘要	
法 第 29 条 第 1 項	第2号	新設敷地の農家住宅	1～7, 29		
		新設敷地の農業用倉庫	1～8, 29		
		漁業者住宅	1～5, 9～12, 29		
	第3号	貨物自動車運送事業（令第21条第6号）	1～5, 29	※1	
		郵便事業株式会社（令第21条第11号）	1～5, 29		
		国、都道府県等（令第21条第26号）	1～5, 14, 29		
		市、町等（令第21条第26号）	1～5, 15, 29		
		その他	1～5, 29		
	第11号	日常生活に必要な物品の販売等	1～5, 13, 29		
		住宅展示場	1～5, 29	※2	
		敷地の拡大を伴う、線引き前からの既存建築物の建替え	1～5, 29		
		線引き後に建築された旧都市計画法第29条第1項第3号の規定による社会福祉施設・医療施設・学校教育法による学校等の敷地内の建替え及び増築にかかるもの	1～5, 29	※3	
		仮設建築物（建築基準法第85条第5項に基づく許可を受けたものを除く）	1～5, 14, 29		
	敷地面積が政令で定める規模以上のもので開発行為を伴わないもの			1～5, 14, 25, 29	※4
	第2項	敷地面積が政令で定める規模以上のもので開発行為を伴わないもの			1～5, 14, 25, 29
都市計画法第34条第6号による開発区域内に新たに進出する企業			1～5, 14, 16～23, 29		
条例宅地の用途変更			1～5, 24, 26		
大規模既存集落内における住宅の用途変更			1～5, 24, 26		
都市計画法施行細則別表1の2第3項第2号（ハード対策）の許可から同第3号（ソフト対策）への変更			1～5, 27, 29		
都市計画法施行細則別表1の2第3項第3号（ソフト対策）の許可から同第2号（ハード対策）への変更			1～5, 28, 29	※6	
添付図書一覧					
1 申請書（正副2通） 2 委任状 3 設計図書（すべて作成者の資格名及び氏名を記載したもの） 1) 付近見取図 2) 敷地の丈量図 3) 配置図 4) 各階平面図 5) 立面図（2面以上） 6) 造成計画断面図					

- 4 地図証明書
電子化された地図又は地図に準ずる図面（いわゆる公図）の証明書とし、申請地及び周辺について記入、着色すること。
- 5 土地の全部事項証明書
4,5については、申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以後の発行のもととし、原本添付もしくは写しを添付する場合は、原本提示のこと。
- 6 自己申告書（建築物を必要とする理由をくわしく記載）
- 7 耕作証明書
- 8 耕作地の区域図（申請地との位置関係記入）
- 9 漁業者を証明する漁協等の証明書
- 10 漁場の区域図（申請地との位置関係記入）
- 11 漁具等の写真
- 12 借家証明書等
- 13 申請に係る業を営む資格の写し
- 14 事業計画書
- 15 市町の条例により管理する施設であることの申立書
- 16 都市計画法第34条第6号に基づく届出書
- 17 中小企業高度化事業に係る意見書提出依頼（中小企業協同組合等から商工労働観光部長宛）
- 18 中小企業高度化事業の変更に係る意見（商工労働観光部長から中小企業協同組合等宛回答）
- 19 新たに進出する企業の定款
- 20 新たに進出する企業の謄本
- 21 開発許可を受けた中小企業協同組合等の定款の写し
- 22 開発許可を受けた中小企業協同組合等の現在事項全部証明書
- 23 開発許可通知書の写し
- 24 建築許可通知書（当初許可）の写し
- 25 造成面積と平均造成高を示す図書
- 26 排水関係の調整を確認できる図書（※行政指導により添付を求めるもの）
- 27 避難計画に対する関係市町からの意見書及び避難計画のチェック表
- 28 洪水等の想定浸水の水位を示す資料及び測量関係図書、
2階床面が浸水位より高い位置にあることが分かる図書
- 29 その他知事が必要と認めたもの

※1 貨物自動車運送事業の証明は、証明書発行に時間がかかる場合があります。（地方運輸局に文書照会するため）

※2 平成元年1月26日付け住課第104号による。

※3 社会福祉施設等の証明は、証明書発行に時間がかかる場合があります。（所管課に文書照会するため。）

※4 市街化区域は500㎡（徳島市、阿南市、吉野川市、石井町は1,000㎡）、非線引き都市計画区域は3,000㎡以上のもの。

※5 都市計画区域外は10,000㎡以上のもの。

※6 各図面は、ハード対策で求められるTP表示、浸水位ラインが記入がされたもの。

VI 申請書の作成

1 申請手続き等の委任

申請書の作成や申請手続きは申請者自身で行うこともできるが、官公署への書類提出の代理業務を行うことのできる者（行政書士、建築士事務所）に委任することができる。

委任した行政書士等の氏名、連絡先等を申請書に記載する場合は、申請書の欄外に記載してください。

2 申請書のあて先

総合県民局又は東部県土整備局において許可・不許可処分が行われる案件（徳島県事務委任規則により徳島県知事が総合県民局長又は東部県土整備局長へ委任した事務に係る案件）の申請書のあて先は、「〇〇総合県民局長 〇〇」、「東部県土整備局長 〇〇」と記載してください。

3 申請書の様式一覧

- (1) 開発行為許可申請書（規則 別記様式第二、規則 別記様式第二の二）
- (2) 開発行為許可通知書（細則 様式第1号）
- (3) 委任状
- (4) 開発許可申請書添付図書目次
- (5) 開発区域に含まれる地域の一覧表
- (6) 土地利用計画図（別紙1）
- (7) 開発行為に関係のある公共施設管理者の同意書（別紙2）
- (8) 新しく公共施設を設置する場合、その管理予定者との協議経過書（別紙3）
- (9) 公共施設に関する同意、協議書の一覧表（別紙4）
- (10) 妨げとなる権利を有する者の同意書（細則 様式第4号）
- (11) 設計説明書（細則 様式第2号）
- (12) 資金計画書（規則 別記様式第三）
- (13) 設計者の資格に関する申告書（細則 様式第3号）
- (14) 既存の権利の届出書（細則 様式第5号）
- (16) 世帯分離理由書（別紙5）
- (17) 都市計画法第34条該当に関する届出書（別紙6～11）
- (18) 工事着手届出書（細則 様式第6号）
- (19) 開発行為変更許可申請書及び同通知書（細則 様式第7号）
- (20) 工事完了届出書（規則 別記様式第四）
- (21) 公共施設工事完了届出書（規則 別記様式第五）
- (22) 開発行為に関する工事の検査済証（規則 別記様式第六）
- (23) 公共施設に関する工事の検査済証（規則 別記様式第七）
- (24) 開発行為に関する工事の廃止の届出書（規則 別記様式第八）
- (25) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書及び同通知書（細則 様式第8号）
- (26) 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限特例許可申請書及び同通知書（細則 様式第9号）
- (27) 開発区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は特定工作物の新設許可申請書及び同通知書（細則 様式第10号）
- (28) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（規則 別記様式第九）
- (29) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書（細則 様式第11号）
- (30) 開発許可に基づく地位の承継承認申請書及び同通知書（細則 様式第12号）
- (31) 開発登録簿写し交付請求書（細則 様式第13号）
- (32) 開発許可証明願及び同証明書（別紙11）

- (33) 工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認証明願及び同証明書（別紙12）
- (34) 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限特例許可証明願及び同証明書（別紙13）
- (35) 開発区域内における建築物の新築、改築又は用途の変更許可証明願及び同証明書（別紙14）
- (36) 建築物の新築、改築又は用途の変更許可証明願及び同証明書（別紙15）
- (37) 既存宅地確認証明願及び同証明書（別紙16）
- (38) 都市計画法適合証明願及び同証明書（別紙17）
- (39) 自己申告書（別紙18）